



埼玉県報

第2182号

平成22年5月11日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [税務総合オンラインシステム端末機等賃貸借の随意契約に関する公示\(税務課\)](#)
- [中条星宮土地改良区の役員就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [北武蔵用水土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [庄内古川悪水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画用途地域の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [志木都市計画事業西原特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [県道薄小森線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本オーガニック・ガーデン協会
- 三 代表者の氏名
曳地 敏江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市大字原市場千百十九番地二
- 五 定款に記載された目的
本会は、生活圏にある身近な緑を農薬や化学肥料に頼らない有機的な方法で生態系に配慮した整備をすることにより、人間と多様な生物とが共存し、世界との有機的なつながりから新しい暮らしの文化を創造すること、及びこれらの理念と実践方法を個人・企業・行政へ広く伝えることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
税務総合オンラインシステム端末機等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 22 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号
- 5 契約金額
115,082,100 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第
1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	柿 沼 憲 治	熊谷市上中条一〇〇一番地
同	吉 野 実	熊谷市上中条一四一五番地

告 示

埼玉県告示第七百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北武蔵用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	福島隆	深谷市武蔵野七三九番地

告示

埼玉県告示第七百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内古川悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任			
職名	氏名	住所	
理事	中村 繁夫	幸手市平須賀二丁目	三四七番地
同	武井 俊雄	北葛飾郡杉戸町大字清地	一四二二番地一
二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	石井 迪夫	北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目	三番一七号
同	森田 光	松伏町大字魚沼	一四七五番地

告 示

埼玉県告示第七百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

久喜都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部産業
基盤推進課

四 縦覧期間

平成二十二年五月十一日から平成二十二年五月二十五日まで

告示

埼玉県告示第七百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

久喜市北中曽根、所久喜、六万部、上清久の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部
産業基盤推進課

四 縦覧期間

平成二十二年五月十一日から平成二十二年五月二十五日まで

告示

埼玉県告示第七百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

久喜市北中曽根、所久喜、六万部、上清久及び清久町の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部産業基盤推進課

四 縦覧期間

平成二十二年五月十一日から平成二十二年五月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、志木都市計画事業西原特定土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

<p>薄 小 森 線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>秩父郡小鹿野町両神小森字下向三三 ○三番三地先から同郡同町両神小森 字下向三二四九番一地先まで（ただ し、関係図面に表示した部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年五月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル 延長一三〇・三 る。 供用開始であ 定区域の一部 示した道路予 二十四号で告 務所長告示第 父県土整備事 付け埼玉県秩 七月三十一日 平成十九年</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令川建セ第二一 一五三 号

二 検査済証番号

平成二十二年四月二十六日

川建セ第二二 八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字金光地五三五二 十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県佐波郡玉村町大字下新田一七八 一ディアスフル八一 三

檀原 正和

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年四月十九日

指令川建セ第一九〇一七四一号

二 検査済証番号

平成二十二年五月七日

川建セ第二二〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字戸守字荒神前四九三番一、四九三番一先水路の一部、四九三番二、四九四番一、四九四番二、五四九番二の一部、五四九番二先水路、五五二番一、五五二番二、五五二番三、五五二番四、五五二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新座市大和田四丁目一〇番一一号

株式会社 大竹グリーン・エコ

代表取締役 大竹 三貴子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月二十六日

指令川建セ第二一〇一八二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年五月七日

川建セ第二二〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西大久保字まま上八〇〇番四、八〇一番一、八〇〇番一の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字西大久保八〇〇番地四

岡野 義一

入間郡毛呂山町大字西大久保八〇〇番地四

岡野 幸雄